

戦後都市施設の歴史・文化的価値の 評価基準に関する検討（その2） —街路を事例として—

阿部 貴弘¹・木村 優介²・大沢 昌玄³・土井 祥子⁴

¹正会員 日本大学准教授 理工学部まちづくり工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）
E-mail: abe.takahiro@nihon-u.ac.jp

²正会員 京都大学大学院助教 工学研究科社会基盤工学専攻（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 C1）
E-mail: kimura.yusuke.8m@kyoto-u.ac.jp

³正会員 日本大学教授 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）
E-mail: moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp

⁴正会員 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 博士課程（〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1）
E-mail: sd@ud.t.u-tokyo.ac.jp

第二次世界大戦の終結から高度経済成長期にかけて整備された多数の都市施設は、これまでにその歴史・文化的価値が十分に評価されてきたとは言い難く、またそうした評価の基盤となる情報や考え方が整理されているとも言い難い。

本報は、土木学会土木史研究委員会「戦後土木施設の歴史・文化的価値に関する調査小委員会」による都市施設に関する調査のうち、街路の歴史・文化的価値の評価の考え方について報告するものである。

Key Words: urban infrastructures built after the World War II, evaluation on the historic and cultural importance, challenges in evaluating the importance, chronology

1. はじめに

第二次世界大戦の終結から高度経済成長期にかけて整備された多数の都市施設は、これまでにその歴史・文化的価値が十分に評価されてきたとは言い難く、またそうした評価の基盤となる情報や考え方が整理されているとも言い難い。いかなる構想や技術革新によってこれらの施設が整備され、人々の暮らしを豊かにしてきたのかというメカニズムを評価することは、今日の都市基盤、ひいては将来の暮らしを見定めるための重要な研究課題である。

こうした認識のもと、土木学会土木史研究委員会「戦後土木施設の歴史・文化的価値に関する調査小委員会」（以下、小委員会）では、これまで、戦後に建設された都市施設の歴史・文化的価値の評価にあたっての考え方について調査を進めてきた¹⁾。本報は、戦後都市施設のうち街路を念頭に、その歴史・文化的価値の評価の考え方について報告するものである。

2. 調査の枠組み

平成 28 年度の小委員会では、都市施設のほか、道路、河川、鉄道分野の土木施設に関して、以下の枠組みで調査を実施した。

(1) 調査対象分野の小史の整理

戦後土木施設の社会背景を整理したうえで、調査対象分野のうち、小史作成の対象とする構造物種別を選定し、それらの構造物種別について、エポックメイキングとなった事業や、工法や材料の転換点、さらに技術基準の改定時期等に着目し、小史を取りまとめた。

こうした小史の取りまとめにあたっては、『日本土木史』²⁾ ³⁾や関連協会の協会史や年史といった既存文献を活用しつつ、効率的に小史を整理するよう留意した。

(2) 分野別評価基準案の作成

評価基準案の作成にあたっては、その枠組みを“評価の視点（切口）”にあたる「評価軸」と、評価軸ごとの

“評価の尺度”にあたる「評価基準」に整理することを想定して分析した。その際、施設単体の技術・意匠・系譜の観点をはじめ、技術基準改正時の考え方、各技術賞の評価の観点とともに、施設の都市的な位置づけと地域・国内外への波及効果、背景をなす計画論や一連の施設群としての位置付け等を加味した多面的な分析に基づき、評価基準案を分析・抽出した。特に、個別施設の設計・施工に関わる要素技術の評価だけではなく、国土計画や地域計画を含めたプランニング技術の評価も念頭に評価基準案を作成した。なお、評価基準案は、分野横断的に適用可能な項目と、分野ごとに独自に検討すべき項目があることを想定した。

具体的には、「評価軸①：技術思想・制度・計画」，「評価軸②：設計理論・施工技術」，「評価軸③：土木施設の社会・経済への影響」，「評価軸④：施設の意匠・デザイン性」の4つの評価軸を抽出した。

(3) 1次調査リストの作成

戦後土木施設は大量の施設が現存していることから、それらの現存施設すべてを対象として、悉皆的にリスト化を進めることは効率的であるとは言いがたい。一方、戦後土木施設は、分野ごとに専門性が高度化した結果、すでに各分野における一定の価値づけに基づく施設がリストアップされている。

そこで、これらの既存リストを活用するとともに、各協会や専門家を対象としたヒアリング調査に基づく情報の補足、さらに国土交通省をはじめとする施設管理者のデータベースの活用も視野に入れ、1次調査リストを作成した。また、情報整理にあたっては、分野ごとに共通する情報と分野特有の情報があることを想定し、リストの可変性についても配慮した。

なお、評価基準案の検討と並行して1次調査リストの作成を進めることで、1次調査リストに掲載すべき施設と評価基準案の整合についても十分に留意した。

3. 戦後都市施設の歴史・文化的価値の評価にあたっての留意事項

戦後都市施設のうち街路を念頭に、歴史・文化的価値の評価にあたり留意すべき事項を以下の通り抽出した。

・戦後の区切り

戦後間もなく、全国の主要都市で戦災復興都市計画が立案・事業化されたことを皮切りに、都市の生活・経済基盤となる様々な施設が都市計画に基づき整備され、今日に至る日本の経済発展を支えてきた。とりわけ高度経済成長期にかけて作られた多くの都市施設は、都市の基盤として重要な役割を果たしてきた。



図-1 定禅寺通り（上段：現在，下段：完成当初）

こうした都市施設について、はたして「いつから」「いつまでを」戦後都市施設の対象とするのか、たとえば旧道路法に基づく街路構造令の廃止と道路構造令の制定といった、技術基準や法制度の制定及び改正時期とその背景、さらに先導的な事業の実施時期及びその背景等を踏まえ、十分に検討する必要がある。

・時間軸を加味した評価

都市施設の評価においては、時間軸を加味することも重要である。

都市計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望して策定し、都市施設については、概ね 10 年以内に整備するものを目標として示すことが望ましいと考えられている。20 年後の都市の将来像を見据えるということは、その間に生じた社会経済状況の変化に応じて見直しを行うことを加味して当初計画を策定しているとも理解できる。また、都市施設は、橋梁などの土木施設のように、完成後は半永久的に存在し続ける施設とは異なり、20 年後の都市や人々の生活、あるいは経済活動を念頭に、整備済みの都市施設であっても、公共用地としてその位置づけは変化しないものの、道路空間の再構築といったように、その構成要素は随時変化することになる。たとえば、戦災復興土地区画整理事業によって、全国で駅前広場が多数整備されたが、駅前広場面積に変化はなくとも、整備当初から構成要素が変化している場合がある。つまり、都市施設は、社会経済状況の変化に応じて変容するものであり、変容を受け入れるからこそ、人々の生活および経済活動を満足させることができると考える。

一方、そうした変容の結果として、整備当初と現在では人々の評価が大きく異なる都市施設もある。たとえば、戦災復興土地区画整理事業によって整備された仙台市の定禅寺通り（図-1）や青葉通りは、完成時は自動車の通行もほとんどなく、植栽された街路樹は若木で、さらに沿道市街地も熟成しておらず、その評価は必ずしも良いものではなかったが、現在ではこれらの通りは仙台市のシンボルとなっている。こうしたシンボルとなる過程において、街路樹は成長し、沿道市街地は熟成を遂げた。

表-1 都市施設の類型
(都市計画法及び都市計画現況調査⁴⁾をもとに作成)

都市施設	
分類名	具体施設
交通施設	道路, 都市高速鉄道, 駐車場, 自動車ターミナル, 空港, 港湾, 交通広場等
公共空地	公園, 緑地, 広場, 墓園 等
供給・処理施設	水道, 電気供給施設, ガス供給施設, 下水道, 汚物処理場, ごみ焼却場 等
水路	河川, 運河 等
教育文化施設	学校, 図書館, 研究施設 等
医療・社会福祉施設	病院, 保育所 等
市場, と畜場又は火葬場	
一団地の住宅施設	
一団地の官公庁施設	
流通業務団地	
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	
一団地の復興再生拠点市街地形成施設	
一団地の復興拠点市街地形成施設	
その他政令で定める施設	電気通信事業の用に供する施設又は防風, 防火, 防水, 防雪, 防砂若しくは防潮の施設

表-2 市街地開発事業の類型
(都市計画法及び都市計画現況調査⁴⁾をもとに作成)

事業名	主な具体施設
土地区画整理事業	ニュータウン, 大学キャンパス, 工業団地・工業地帯 等
新住宅市街地開発事業	
工業団地造成事業	
市街地再開発事業	
新都市基盤整備事業	
住宅街区整備事業	
防災街区整備事業	

つまり, このような時間の経過に伴う空間の変容を加味して, その歴史・文化的価値を評価する必要がある。

・authenticityの評価

時間軸を加味した評価の考え方を踏まえると, 都市施設の歴史・文化的価値を評価する際, その authenticity (真正性) をどのようにとらえるかについても, 十分に検討する必要がある。

・多様な都市施設の類型と相互関係

都市施設は, 都市計画法第 11 条の位置づけ等を踏まえ, 表-1 及び表-2 のように類型化することができる。

これらの都市施設には, 道路や公園といった公共施設だけでなく, 教育文化施設や, 地上から望見することのできない地下において生活を支える水道や下水道等の供給処理施設も位置付けられている。こうした多様な都市施設は, 総体として機能することで, 人々の生活や経済活動を支えている。

さらに, 駅前広場とシンボルロードといったように, 都市の構想・計画段階から関連付けられている施設や,

交通施設である道路の占用物件として敷設されている供給処理施設など, 個々の都市施設は相互に影響を及ぼしあっている。

このように, 都市施設の歴史・文化的価値の評価にあたっては, その類型の多様性とともな, それらの相互関係を踏まえた評価を行う必要がある。

・要素技術の評価とプロジェクト・計画の評価

都市施設においては特に, その歴史・文化的価値の評価にあたり, 個々の施設の技術的な評価とともに, プロジェクトや計画についても評価する必要がある。

その際, たとえばニュータウンにおけるラドバーン方式(歩車分離の考え方)の適用といった計画技術の評価に加え, 計画技術の適用に伴う要素技術の発展といった相互の対応関係も加味して評価する必要がある。あわせて, プロジェクトや計画の評価を行う際には, その評価の単位(個別施設の計画/都市・地域・地区の計画)にも留意する必要がある。

また, たとえば都市計画道路の見直しもしくは廃止により保全された歴史的街路など, 計画技術としての都市計画変更の評価についても検討する必要がある。

4. 調査方法

以上の留意事項を踏まえ, 街路を対象として, 今後, 以下の方法に基づき調査を進める。

街路に関わる小史の整理にあたっては, まず, 白書や『日本土木史』^{2), 3)}, さらに学協会誌のレビューに基づき, 街路に対する社会の要請とその応答を把握し, 小史を整理するための切り口となるキーワードを抽出する。そのうえで, 街路に関わる制度や技術基準の変遷, さらに主要な計画・事業の変遷等に着目し, それらをエポックとして小史を取りまとめる。

評価基準の検討にあたっては, 先に提示した 4 つの評価軸について, 小史を踏まえて見直しを行ったうえで, 各評価軸に対応する評価基準を検討する。その際, 全国街路事業コンクールなど, 街路に関わる各賞の選考基準や授賞理由等から評価の視点を抽出・整理し, それらを踏まえて評価基準を検討する。また, 1 次調査リストの整理と並行して評価軸・基準を検討することで, リストと評価軸・基準の整合にも配慮する。

1 次調査リストは, 各賞の受賞事例や街路に関する事例集等の既存リスト, さらにエポックメイキングとなった事業の適用事例などを基に抽出・整理する。

5. 今後の課題

本報では、「戦後土木施設の歴史・文化的価値に関する調査小委員会」において検討を進めてきた、戦後の街路に関わる歴史・文化的価値の評価の考え方について報告した。今後、こうした考え方に基づき、具体の検討を進めていく予定である。

謝辞：本研究は、公益社団法人土木学会土木史研究委員会が、文化庁より受託した平成 28 年度近現代建造物緊急重点調査（土木）の成果である。

参考文献

- 1) 木村優介・阿部貴弘・大沢昌玄・土井祥子：戦後都市施設の歴史・文化的価値の評価基準に関する検討（その 1），土木学会土木史研究講演集 Vol.36，pp. 51-54，土木学会，2016
- 2) 土木学会日本土木史編集委員会編：日本土木史 昭和 16 年～昭和 40 年，土木学会，1973
- 3) 土木学会編：日本土木史 昭和 41 年～平成 2 年，土木学会，1995
- 4) 国土交通省都市局都市計画課：平成 27 年都市計画現況調査，2016，http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000016.html（アクセス日：2017 年 4 月 10 日）

(2017. 4. 10 受付)